

習、電気機関士、電気機関士見習、電気機関助士、電気機関助士見習

(4) 電車区 電車運転士、電車運転士見習、電車運転助士、電気機関士、電気機関士見習、電気機関助士、電気機関助士見習

(5) 気動車区 気動車運転士

(6) 保線区・工事区(施設) 線路分区長、信号分区長、工事士、信号保安掛、線路工手長、工事工手長

(7) 電力区・工事区(電気) 助役(工事区で電力分区長、配電分区長または電灯分区長の業務を担当する者)、配電分区長、電力分区長(電車線路・自動信号用高圧配電線の施設のある箇所に限る)、電灯分区長(電車線路・自動信号用高圧配電線の施設のある箇所に限る)、電力工手長(電車線路・自動信号用高圧配電線の施設のある箇所にかぎる)。

(8) 変電区 助役(当直の業務を担当する者)

(9) 信号通信区・信号区・通信区・工事区(電気) 助役(工事区で信号分区長または通信分区長の業務を担当する者)、信号通信分区長、信号分区長、通信分区長、信号保安掛

(10) その他

ア 前各号において指定する職名以外の者で指定職名の一部または全部の業務を担当する者。ただし、まれに指定職名の業務の一部または全部を担当する者で鉄道管理局長が指定した者を除く。

イ トロリー指揮者に指定された者。

ウ 排雪列車の雪かき車乗務員として指定された者。

第2種従事員として指定された者は次のとおりである。

(1) 鉄道管理局 運転指令の業務を担当する者、電力指令の業務を担当する者。

(2) 停車場 助役(指導の業務を担当する者)、運転掛(第1種従事員に指定された者を除く)、転轍手(第1種従事員以外の者)、予備構内手(第1種従事員以外の者)、連結手、踏切警手

(3) 車掌区 助役(運転・指導の業務を担当する者)、車掌見習

(4) 機関区 助役(運転・指導の業務を担当する者)

(5) 電車区 助役(運転・指導の業務を担当する者)、電車運転士見習

(6) 気動車区 助役(運転・指導の業務を担当する者)、気動車運転士見習

(7) 保線区 踏切警手

(8) 電力区 技術掛および電機掛(当直の業務を担当する者)

学科考査は考査の結果を公平にするため論文体テストのように採点が主観的に偏する方法をさけ、客観的テストを主体としつぎの方法を採用している。

① 再生法 ② 選択法 ③ 記録法 ④ 図解法

精神機能検査は次の表に示すとおりそれぞれの職務について、作業の素質と知能を検査することになっている。

身体機能検査は日本国有鉄道健康管理規程によって行う検査のほか視器・聴器・血清・梅毒および心臓疾患を主として行っている。

以上により考査をした結果、その職に不適格となった者に対しては転職その他の処置を採ることになっている。

精神機能検査の方法

1 作業素質検査

特定の作業を一定時間連続行わせることによって個人の仕事

| 類別 | 精神機能検査の種目 | 適用範囲 |
|-----|--|--|
| 第1類 | 一般適性検査 第1～5号 | 運転指令の業務を担当する者、電力指令の業務を担当する者、駅長(運転の業務を担当する者)、助役(指定するすべての者)、予備助役、駅務掛(特命)、運転掛、線路分区長、工事士、配電分区長、電力分区長(電車線路・自動信号用高圧配電線の施設のある箇所にかぎる)、電灯分区長(電車線路・自動信号用高圧配電線の施設のある箇所にかぎる)、信号通信分区長、信号分区長、通信分区長、技術掛(電力区の当直の業務を担当する者)、電機掛(電力区の当直の業務を担当する者) |
| 第2類 | 一般適性検査 第1～4号 | 予備構内手、転轍手、連結手、踏切警手、信号掛および操車掛の業務を担当する者、線路工手長、工事工手長、電力工手長(電車線路・自動信号用高圧配電線の施設のある箇所にかぎる)、信号保安掛、トロリー指揮者 |
| 第3類 | 一般適性検査 第1～4号 反応速度検査 注意配分検査 | 機関士、機関士見習、機関助士、機関助士見習、電気機関士、電気機関士見習、電気機関助士、電気機関助士見習、気動車運転士、気動車運転士見習、電車運転士、電車運転士見習、電車運転助士 |
| 第4類 | 一般適性検査 第1～4号 注意配分検査 | 車掌(客扱・荷扱専務車掌で運転の業務を担当する者を含む)、車掌見習、信号掛、操車掛、排雪列車の雪かき車に乗務する者 |
| 備考 | 1 適用範囲外に指定する職名以外の者で指定職の業務を担当する者は、本務の者と同じ類別とする。ただし信号掛、操車掛の業務を担当する者を除く。 2 一般適性検査の種類は、つぎのとおりとする。 第1号 作業素質検査 第2～5号 知能検査 | |

ぶりの特長を観察し、その人の情意の傾向をは握しようとする一種の心理学的検査である。

検査方法は下記例題のように、1けたの数字がたくさん並んでいるものを、まず1行目の左から右に向って隣り同士2つずつの加算を行い、その答をこの2つの数字間の下に例に示すように10位を省略し1位の数のみを書く。

問題……5 7 3 8 4 9

答………2 0 1 2 3

8 6 4 5 9 4

3 8 7 5

.

.

.

この加算を一定時分(1分前後)ごとに行を替えさせながら15行だけ行わせ、5分間休憩した後ふたたび前と同じ時間・同じ状態で加算を行わせ、その1行ごとの作業量(加算数)の推移を結びつけてゆくと、1行分に対する作業能率の時間的推移を示す作業曲線が得られる。この作業曲線は精神機能中作業素質を表わすものであり、この曲線の形体によって判定するものである。

2 知能検査

知能の程度を検査するもので頭の働き・推理・記憶等の機能が正常であるか否かを確かめる。その検査方法は多種多様であるが、現在は1つあるいは2つ以上の既知の判断から新しい判断を導き出す検査で、推理・分割・照合・置換の4種類の方法を用い、その総合成績によって判定するものである。

3 注意配分検査

この検査は作業に対する注意の持続・動揺・配分等に関する判断を検査する方法であり、その検査方法は一定の検査用紙のわくの中に0から48まで数字が順序不同に配列されており、これを0から順にできるだけ早く読み48まで読み終った時間に